

## 令和2年度（2020年度）茨城県スポット医師派遣推進事業補助金交付要項

### （趣旨）

第1条 知事は、政策医療を確保するという観点から選定した、特に早急な対応が必要な「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科（以下「派遣先医療機関」という。）」の医師を確保するため、医療機関が派遣先医療機関への医師の派遣（出向等を含む。以下同じ。）を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （補助対象）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

2 補助の対象となる事業は、別表第1に掲げる派遣先医療機関及び診療科の必要医師を確保するため、医師派遣を行う医師派遣協力医療機関（以下「派遣元医療機関」という。）が派遣先医療機関に対して、一定期間医師を派遣する事業とする。

3 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。

（2）派遣する医師は、医師免許取得後、3年以上の医師であること。

（3）別表第1に掲げる派遣先医療機関及び診療科毎に定める起算点を基準として、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）開始後に派遣する医師総数を純増すること。

### （交付額の算定方法）

第3条 補助金の交付額は、次の各号により算出された合計額とする。

（1）別表第2の左欄に定める基準額と中欄に定める対象経費の算出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、右欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### （申請等の方法）

第4条 この補助金の交付にあたり、申請等は電子申請・届出システムにより行うことを原則とするが、紙による申請を行うことも認めることとする。また、各種申請等に必要な書類は、別表3のとおりとする。

### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年度（2020年度）茨城県スポット医師派遣推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### （交付決定の通知）

第6条 補助金の交付決定の通知は、令和2年度（2020年度）茨城県スポット医師派遣推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

### （申請の取下げ期間）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ令和2年度(2020年度)茨城県スポット医師派遣推進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額の30%を超えない範囲の軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。  
2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第11条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90%以内の額を概算払することができる。  
2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した令和2年度(2020年度)茨城県スポット医師派遣推進事業補助金概算払申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに令和2年度(2020年度)茨城県スポット医師派遣推進事業補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。  
2 補助事業者は、前条の規定により概算払を受けたときは、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。  
3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。この場合において当該消費税等の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(額の確定の通知)

第13条 補助金の額の確定の通知は、令和2年度(2020年度)茨城県スポット医師派遣推進事業補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 医療圏        | 医療機関名         | 診療科  | 起算点            |
|------------|---------------|------|----------------|
| 常陸太田・ひたちなか | 常陸大宮済生会病院     | 内科   | 平成30年（2018年）9月 |
| 鹿行         | 神栖済生会病院       | 整形外科 |                |
| 取手・竜ヶ崎     | JAとりで総合医療センター | 小児科  |                |

別表第2（第3条関係）

| 1 基準額   | 2 対象経費   | 3 補助率 |
|---|--|-------|
| 派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数×（実際の派遣勤務日数／派遣元医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数） | 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に、派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額。<br>また、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。<br><br>（入院診療収益＋外来診療収益－（人件費（医療職）＋材料費＋その他の経費））／医師数（常勤＋非常勤）×1／12×（実際の派遣勤務日数／派遣元医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数） | 4分の3  |

別表第3（第4条関係）

| 内容            | 必要書類             | 電子申請の場合 | 紙申請の場合 |
|---------------|------------------|---------|--------|
| 交付申請          | 交付申請書（様式第1号）     | 不要      | 要      |
|               | 所要額調書（別紙1）       | 不要      | 要      |
|               | 事業計画書（別紙2）       | 不要      | 要      |
|               | 歳入歳出予算書（別紙3）     | 不要      | 要      |
| 変更承認申請        | 変更承認申請書（様式第3号）   | 不要      | 要      |
|               | 所要額調書（別紙1）       | 不要      | 要      |
|               | 事業計画書（別紙2）       | 不要      | 要      |
| 概算払           | 概算払申請書（様式第4号）    | 不要      | 要      |
| 実績報告書         | 実績報告書（様式第5号）     | 不要      | 要      |
|               | 所要額精算書（別紙4）      | 不要      | 要      |
|               | 事業実績報告書（別紙5）     | 不要      | 要      |
|               | 歳入歳出決算書（別紙6）     | 不要      | 要      |
| 消費税等仕入控除税額報告書 | 仕入控除税額報告書（様式第6号） | 不要      | 要      |
|               | 参考となる書類（積算内訳等）   | 要       | 要      |

（注）このほかの参考となる資料は、別途、紙により提出すること。